

博物館だより

No.64

平成23年8月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667



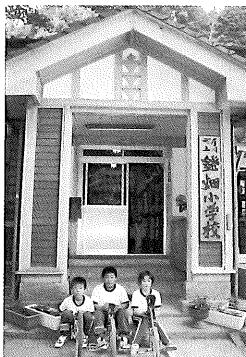
▲旧犀川町立帆柱小学校 平成6年2月撮影

当館では、8月28日(日)まで、故・向井澄男さんの写真展を開催しています。向井澄男さんは、長年にわたり京築地方の祭りや風物を撮り続けた写真家です。平成15年に74歳で亡くなりましたか、平成18年にご遺族より数万点に及ぶ遺作が当館に寄贈されました。

当館では、寄贈された作品のデジタル化を進めるとともに、ガッシリした体型だった向井さんのイメージから「不動」の共通タイトルをつけ、毎年1回企画展を実施しています。

不動 VI

向井澄男写真展



▲鎧畠小学校 平成9年6月撮影

● ● ●
観覧料 場所 会期
常設展示室 8月28日(日)まで
常設展の観覧料でご覧いただけます。

第6回となる今回のテーマは「懐かしの木造校舎」。
ぜひご来館ください。



▲旧犀川町立鎧畠小学校 平成6年9月撮影

みやこ町古墳フォーラム(11/26開催)記念

わたしの町の過去・現在・未来絵画コンクール

作品募集

~描いてみよう!みんなの町の「過去・現在・未来」~

◎絵のテーマ つぎのテーマのいずれか一つを選んでください。応募できる作品数は1人につき1点です。

「わたしの町の過去」部門 あなたの町にある文化財(お寺や神社の建物、古墳、お祭り、古い道具、大きな木など)を描いてください。「古いもの」なら内容は自由です。

「わたしの町の現在」部門 あなたの町の美しい風景や、好きな場所の様子を描いてください。

「わたしの町の未来」部門 あなたの町が、ずっと未来にどのような町になっているか、または、どのような町になってほしいか、空想して描いてください。

◎画用紙のサイズ 八つ切りの画用紙を使用してください。使用する画材は自由ですが油絵は応募できません。

◎応募資格 京築地区(京都郡・行橋市・築上郡・豊前市)に住んでいるか、または通学している小・中・高校生

◎応募方法 応募票(募集パンフレットをご覧ください)に必要事項を記入し、画用紙の裏面に貼り付けて、下記の応募先に郵送または持参してください。作品の応募は、学校単位、個人単位、どちらでも受け付けます。

◎応募締切 平成23年9月30日(必着)

◎応募先・問い合わせ先 みやこ町歴史民俗博物館「絵画コンクール」担当 TEL0930-33-4666

◎賞 グランプリ1点(優秀賞の中から選考)・優秀賞6点・佳作15点以内

◎表彰式 平成23年11月26日(土)、サン・グレートみやこ(みやこ町勝山黒田)にて開催する「みやこ町古墳フォーラム」で表彰。

詳しくは、「みやこ町デジタル・ミュージアム」(<http://www.miyanok-museum.jp>)に掲示の募集パンフレットをご覧ください。

みやこの歴史発見伝 49

古文書が語る村の生活と文化 4

今川の水運 (2)

文久期「石坂」の修理工事

【史料】

奉願口上覚

当御郡下赤村之内油須原
裏ち仲津御郡崎山村迄之
船通、先年御手入御座候
御場所、別紙絵面之通此度
私共為冥加自力を以取
繕仕度奉願候、御免被
仰付候^著難有早速取掛
仕度奉存候、為其願書差上
申候、以上

油須原町

文久元 帆足吉五郎判

西七月 下津野村
高瀬豊三郎判

右之通申出候ニ付、宜被
仰付可被下候、以上

添田九右衛門判

酒井利兵衛様

(長井手永大庄屋文久元年日記
七月二十一日条)

奥村萬作

油須原町

帆足吉五郎判

添田直右衛門判

高瀬豊三郎判

田川郡にとつての今川水運

文久元年に行われた石坂の
舟路修理工事は、七月下旬頃に
起工し、十二月に完成しました

(長井手永大庄屋文久元年日記
十二月十二日条)。帆足吉五



▶石坂に今も残る舟路の石垣

今川の川舟は、鉄道の敷設が画期となつて姿を消していったと考えられるが、石坂には、今も舟路の石垣が残り、工事の際に組まれたと考えられる木樁も川底に形をとどめている。

（掲載した史料は九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門蔵）

文久元年「石坂」の舟路修理

上に掲げた史料は、文久元年

(一八六二)七月に、田川郡油須原

町(現田川郡赤村)・帆足吉五郎と下津野村(現同郡添田

町)・高瀬豊三郎の二人が、今川

最大の難所「石坂」の舟路を修

理することについて申し出た文

書です。「一人は、「先年」整備さ

れた石坂の舟路を、私財を投じ

て修理したいと藩に願い出たの

でした。ここでいう「先年」とは、

前号で紹介した文政五年(一八

二二)十一月から行われた舟路

整備工事のことです。郡代・杉

生十右衛門の指示で始まった文

政期の工事は、「説に未完に終

わつた」と言われますが、仮にそ

うだったとしても、「未完」=通

行不能になつた」ということで

はなく、相当な不便はあつたと

しても、文政以前と変わらず、

川舟の石坂越えは続けられた

のです。

郎と高瀬豊三郎が、どういう意
圖でこの工事を行つたのか、よく
分かりませんが、両名とも川舟
を多く所有していたようなもの
があつたでしょう。一方で、この工
事によつて、川舟が難無く石坂
を運行できるようになり、田川

市)の御藏所(現裁判所の敷地
に所在)に一旦納められていまし
た。その搬送ルートが、文久の修

理工事成功によつて、より安全
確実なものとなつたのです。

仲津郡の懸念と期待

その一方、川船の「通り道」で
運搬出来るようになりました。

ある仲津郡は、前々から、田川郡

帆足・高瀬の両名が修理工事を

思立つた動機には、こういつた

公益性も念頭にあつたことで

しょう。以前から、田川郡の年貢

米の一部は、川舟によつて今川を

下り、仲津郡大橋村(現行橋

市)の門檻から舟通溝(現舟路
川)に入り、行事川(現長嶺川)
に出て、京都郡行事村(現行橋
市)の御藏所(現裁判所の敷地
に所在)に一旦納められていまし
た。その搬送ルートが、文久の修

理工事成功によつて、より安全
確実なものとなつたのです。

（掲載した史料は九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門蔵）